

第7回大阪市公文書管理委員会

平成27年1月29日(木)

10時～ 大阪市公文書館

【塩見委員長】 皆さん、おはようございます。早朝から委員の皆さん全員お集まりいただきました。傍聴の関係で定刻までお待ちしたんですけれども、ちょうど定刻になりました。

開催に先立ちまして、傍聴の方が、今日、1名希望があるそうです。この委員会は、公文書管理条例第32条の規定によりまして、異議申立ての調査審議以外は特段の支障がない限り公開で行うということになっておりますので、これを認めていきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【塩見委員長】 じゃ、どうぞ入ってもらってください。

(傍聴者入室)

【塩見委員長】 それじゃ、改めまして、お忙しいところ、ご出席ありがとうございます。委員の定数全員がご参加ですので、ただいまから第7回目の大阪市公文書管理委員会を開催したいと思います。

傍聴の方がお入りになりましたので改めて申しますが、先ほどご確認いただきましたけれども、この委員会は公開で行いますので、各委員の皆さん、どうぞよろしくお願ひします。また、傍聴にお越しの方も会議の公開の趣旨をご理解いただきまして、この会議がスムーズに運営できますよう、ご協力をお願いしたいと思います。

それでは、議事に入るに当たりまして、事務局のほうから本日の案件と配布資料のご説明をお願いしたいと思います。

どうぞ。

【岸本部長】 総務局行政部長の岸本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、着席してご説明させていただきます。

本日の委員会におきましては、主に特定歴史公文書等の廃棄についてご審議を賜りたいと考えております。

ご承知のとおり、平成23年に公文書管理条例の大改正をいたしてありまして、公文書館収蔵の特定歴史公文書等の利用を市民の権利と位置づけ、また、公文書管理委員会を新

設いたしますなど、歴史公文書等に関する規定の充実を図ってまいったところでございます。

こうしたことから、本市におきましても、歴史的価値のある公文書をより確実に収集し、収集した公文書を適切に保存・管理して、市民の方々への利用提供を行っていくことができますように、制度運営の充実でありますとか、公文書館機能の拡充を図ってまいったところでございます。

その中の取り組みの1つといたしまして、本日ご審議をいただく公文書管理条例第28条第1項の規定によります特定歴史公文書の廃棄という課題がございます。本議題につきましては、昨年度に開催されました第5回の委員会におきまして、廃棄の基本的な考え方や基準をお示しいたしました運用ルール、これをご承認いただきまして、前回開催の第6回の委員会におきまして、具体的な廃棄簿冊の選定手続あるいは手順を示しました決定ルールについてご確認を頂戴したところでございます。

今回はこれらを踏まえまして、公文書館収蔵の特定歴史公文書等の中から、具体的に廃棄の対象とすべき簿冊を私どものほうにて選定してまいりましたので、これらの廃棄の可否につきましてご審議を賜りたいというふうに考えております。

また、もう1つ、報告案件といたしまして、本市外郭団体の廃止に伴う公文書管理条例の一部改正につきましてご報告をさせていただきます。

本日、事務局で用意しております案件は以上でございますけれども、それ以外の事項も含めまして忌憚のないご意見を頂戴したいと考えておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

【中川課長】 おはようございます。文書担当課長の中川でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、ただいま部長より説明をさせていただきました案件につきましてご審議をいただきまして、最終的には12時ごろで終了してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

ちょっと座らせていただきます。

それでは、私どものほうからは配布資料についてご確認をさせていただきます。

1つ目が議事次第。次に、出席者名簿、座席表。次に、左肩にクリップどめをしたもので、議案に係る資料といたしまして、資料1「大阪市公文書管理条例第28条第1項の規定による特定歴史公文書等の廃棄について（諮問）」。皆様のお手元にお配りさせていただ

いているものは写しでございます。

その他報告案件に係る資料といたしまして、資料2「大阪市公文書管理条例(抄)」を配布しております。

審議における参考資料としまして、参考1、前々回の委員会でご承認いただきました「大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール」、参考2としまして、前回の公文書管理委員会でご確認いただきました「特定歴史公文書等のうち歴史資料として重要でなくなったと認める文書の決定方法」、参考3としまして、後にご説明をいたしますけれども、「特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト(引き続き公文書館において保存するもの)」を配布しております。

以上でございます。不備はございませんでしょうか。

私どものほうからは以上です。

【塩見委員長】 ありがとうございます。

今、説明があった資料、よろしゅうございますか、皆さん、お手元でございますか。

それじゃ、議事に入っていきたいと思います。

今日の案件の「廃棄について」ということで、この議題に関して市のほうからこの委員会に諮問があるということです。まずその諮問を拝承するということになると思いますので、事務局、どうぞよろしく。

【中川課長】 それでは、まず本案件につきまして、大阪市長から大阪市公文書管理委員会に諮問をさせていただきます。

私どもの岸本部長より塩見委員長へ諮問文をお渡しさせていただきますので、しばらくお待ちください。

【岸本部長】 市長からの諮問文でございます。どうぞよろしく願いいたします。

(岸本部長から委員長へ諮問書の手交)

【中川課長】 ありがとうございます。

お手元にお配りしております資料1が、ただいま委員長にお受け取りいただきました諮問書の写しでございます。委員の皆様はどうぞそちらでご確認をお願いいたします。

【塩見委員長】 それじゃ、今、手元にそういう諮問をいただきましたので、本日の案件はそのことについてどうかということのご審議、ご判断ということになります。

じゃ、審議に入っていきたいと思います。

じゃ、ご説明いただきましょうか。

【中川課長】 それでは、私どものほうから今日の案件につきましてまずご説明をさせていただきます。

それでは、繰り返しになりますが、大阪市公文書管理条例第28条第1項の規定による特定歴史公文書等の廃棄についてご説明をさせていただきます。

具体的な内容につきましては、資料に沿ってご説明をさせていただきます。クリップとじをしている資料のまず1ページ目、「特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト(案)」をご覧ください。

まず、選定の手順を追ってご説明申し上げます。

今ご覧いただいております資料1とあわせまして、お手元の参考1と参考2も同時に横に並べてご参照いただければと思います。よろしいでしょうか。

まず、お手元の資料1のリストですけれども、これは参考1の運用ルールに基づき、公文書館の調査員が廃棄の候補となる簿冊を抽出し、作成したものです。

前回もご説明をいたしました。調査員につきましては、常日ごろ、市民からの利用請求等の対応や所属からの公文書の引き継ぎ作業の中で簿冊に触れる機会が非常に高い環境にあります。そういった日々の業務の中で、市民利用の向上や公文書館の保存文書の管理を行う立場から、既に収蔵している簿冊のうち、運用ルール、これは参考1ですけれども、その中の「2 歴史資料として重要でなくなったと認める文書の決定方法」の(1)のアからウに該当する、歴史資料として重要でなくなったと認められるのではないかとと思われる簿冊を抽出いたしました。

資料1のリストの上から2段目には「大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール 2-(1)-ウ(ウ)」と記載しておりますが、こちらは、運用ルールの「2 歴史資料として重要でなくなったと認める文書の決定方法」の、先ほどの(1)のアからウのいずれに該当すると考えたのかを記したものです。

今回、廃棄の是非をご審議いただきたい簿冊として178冊挙げておりますが、それらは全て2-(1)-ウ(ウ)の「国からの通達・他都市に関する資料、参考文献等」に該当するものと考え、廃棄の検討の俎上に上げさせていただいております。

リストには、編集している公文書の内容及び抽出理由の欄がございますが、当該簿冊に編集している公文書の内容と廃棄候補簿冊として抽出した理由を記載しております。

そして、種類の欄、ここは先ほども申し上げました運用ルールで定められている歴史資料として重要でなくなったと認められるのではないかとと思われる項目を記載しております。

す。

ここまでが、参考2「特定歴史公文書等のうち歴史資料として重要でなくなったと認められる文書の決定方法」の「1 候補簿冊の選定方法」の(1)に則した手続となります。

なお、(1)に記載しております別紙1、別紙2の別紙の添付は省略しております。

公文書館調査員記入欄から右に移ります。そうしましたら、公文書館のアーキビストが個々の文書に対する意見、要素、種類を記載しております。

ここから、参考2の1の(2)に当たります。

ご承知のとおり、歴史公文書に該当するか否かの判断に際しましては、アーキビストの意見を聞いておりました、実務上もその判断のために本市の各部署に対してヒアリングを行うなど、アーキビストは日々、歴史公文書等の収集に深く関与しております。そういった収集の際の観点を生かし、当該簿冊の歴史的価値についてアーキビストからの意見を受けております。

資料1のリストのさらに右側には、所属記入欄といたしまして、文書の移管元の所属に意見を聞き、その内容を記載しております。参考2の1の(3)に当たる手続でございます。

ここで、諮問書に先ほど添付しておりました別紙、いわゆるリスト、先ほどから説明しておりますリストと、参考3なんですけども、参考3としてもリストをつけさせていただいておりますけれども、そちらについてご説明をさせていただきます。

本委員会におきまして、廃棄についてご審議をいただく対象といたしましては、調査員、アーキビスト、移管元の所属全てが「廃棄が適当」としたもののみと考えております。従いまして、お手元の別紙、いわゆる資料1のリストにつきましては、そういった簿冊のみを記載しております。一方、参考3のリストは、引き続き公文書館において保存することとしたものでございます。調査員が一旦は廃棄候補簿冊として抽出はしましたけれども、アーキビストの視点で見れば、引き続き特定歴史公文書等としての保存が望ましいという意見がついた簿冊を参考3のリストとして記載しております。

今回の選定作業の中で、アーキビストから保存が望ましいと意見が付されたものは大きく2つございました。1つ目は市の公報と府の公報、もう1つは「執務の手引」という名称がつけられておるものでして、これは都市計画事業などを所管いたします局の事務事業の概要を編集したものでございます。

公報がつづられた簿冊につきましては、「書き込み・押印など供覧文書として編綴保存さ

れた形跡があり、業務上の必要性から簿冊として作成・閲覧・保存されたものとなる」という意見がありました。また、執務の手引がつづられた簿冊につきましては、「重要な事業内容を示すという点で歴史的文化的価値を持つ公文書に当たると考えられ、簿冊として文書が作成され公文書館へ引き継がれている点から、引き続き特定歴史公文書としての保存が妥当」という意見が付されております。したがって、それらの簿冊につきましては、今回の審議にお諮りするものではないのですが、参考としてお示しをさせていただきます。

今回、廃棄候補として挙げました簿冊の内容について、個々の特徴的なところを交えながらご説明させていただきます。

ここで、リストの構成につきまして、事前にお伝えをさせていただきたいことがございます。

資料1、リストの特定歴史公文書について、文書分類コードごとにまとまっていますが、まとまりの中では無作為な状態になっており、最初編集年度が前後で入れかわるなどいたしております。ご不便をおかけいたしますけれども、何とぞご了承くださいませようよろしくお願いいたします。

リストのほうに戻ります。

資料1、リストのまず左端の番号、1ページの1番から、6ページになるんですけど、27番まで。1番から、番号で言いますと27番までは、有償頒布物である書籍、または新聞を製本したものであるなど、一般的に頒布されているもので、大阪市あるいは市の出資法人等が発行した有償頒布物ではなく、広く公にされているものであり、大阪市の特定歴史公文書としての位置づけにはなじまないものだと考えております。番号の1番から27番までがそういった考えであります。調査員の確認によりますと、大阪府立図書館に収蔵されているものなども含まれており、市民に公開されている状況であります。

次に、3ページの12番をご覧ください。資料1、リストの3ページの12番をご覧ください。

12番につきましては、アーキビストの意見にもございまして、市政に深いかわりのある人物の記念誌であり、編纂元も市とのかかわりが推測される団体であって、市政を振り返る上で重要な資料とかがえます。よって、大阪市あるいは市の出資法人等が発行した刊行物ではないものの、それらに準ずるような内容のものとして、行政刊行物等化し、公文書館において保存することが好ましいと考えております。

先ほどの12番以外につきましては、16番、20番、21番、22番、23番につきましても、市政を振り返るに当たり重要な事項を含んでいたり、あるいは大阪市の社会事業を間接的に読み取ることができるなどといったものであり、12番と同様のものとうかがえますので、この6つについては、特定歴史公文書としては「廃棄」とはするものの、行政刊行物等化を図ってまいりたいと考えております。

ご参考までに廃棄後のことを申し上げますと、1番から27番までのうち、今ご説明をいたしました6つ、12番、16番、20番、21番、22番、23番を除いたものは、アーキビストの意見にもございますとおり、廃棄手続の後には市立図書館への寄贈が妥当とされており、そのとおり手続を進める所存でございます。

続きまして、リストの8ページをご覧ください。

リストの28番以降ですけれども、これらにつきましては、国や地方の税財政制度に関した一般的な参考資料を製本したものであり、本市の公文書には当たりませんし、本市または本市の出資法人等が発行した刊行物でもございません。また、先ほどご説明を申し上げました12番のような大阪市の事務事業を示すような内容が含まれている資料でもございません。特定歴史公文書としても行政刊行物等としても保存をする必要性は認められないと考えておまして、これらにつきましても廃棄を進めたいと考えております。

なお、当該資料が全国的にどういった保管や利用のされ方をしているのかを参考までに事務局のほうで調査をいたしました。大阪市では、現在、特定歴史公文書として収蔵しておりますけれども、国立国会図書館や公共図書館、大学の図書館に所蔵され、一般に閲覧されていることも多いと判明いたしました。そういったことも考慮しつつ、廃棄手続の後には、大阪市中央図書館をはじめ、公共図書館等への寄贈も考えております。

今回、廃棄の候補とさせていただいた簿冊の選定の流れと内容についてのご説明は以上でございます。

続きまして、これからご審議をいただき、取りまとめていただく結果の記載についてご説明を申し上げます。

資料のリストの右端が、今回の委員会でご審議いただいた結果を記載する欄となっております。ご審議の結果につきましては、まず1つ目、**廃棄**、としましては、廃棄は行方が刊行物化とする**廃棄(刊行物化)**が引き続き特定歴史公文書として保存となるものか等を記載させていただくこととしております。

繰り返しになりますけれども、ご説明をさらにさせていただきますと、「**廃棄**」とは、簿

冊を廃棄することを指します。廃棄されるものの中には、図書館等に寄附をするものも含まれます。

「廃棄（刊行物化）」とは、公文書としては廃棄という位置づけになりますけれども、先ほど申し上げた「廃棄」とは異なり、ポイントは特定歴史公文書等から行政刊行物等に取り扱いを変更する手続きを行い、引き続き公文書館において収蔵するという点で大きく異なります。つまり、公文書館にはそのものは残り、市民の利便性の向上を図る効果があるとも考えております。

「保存」とは、現行のままで、特定歴史公文書等として公文書館で保存します。

また、ご審議いただいた結果、市側からご提示申し上げた案とは異なり、「保存が適当」となったものにつきましては、その理由でありますとか、ご提示案どおり、例えば「廃棄が適当」となったものでも、何か附帯のご意見などを頂戴いたしました場合には、その内容も記載させていただこうと存じております。

なお、ご議論いただくに当たりまして、廃棄は簿冊単位で行うこととなりますが、今回、例えば発行年次は異なるものの、内容的には同じというものもございます。同じ名称、同じ内容の簿冊については一括してご審議いただくこともできると存じます。

また、簿冊の実見につきましては、事前にご案内もさせていただいたところではございますが、この場でも、そのリストの全てではありません、一部ですけれども、代表的なものを抽出し、席の後ろ側、あるいは前のほう、横に準備をしておりますので、当委員会の場で全てをご覧いただくのは困難かと思っておりますが、ご審議上の必要に応じまして、どうぞご覧いただければと思っております。準備をしているものがない場合でも、もしご希望があれば、この場での実見ということになりましたら、すぐにご用意をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上、大阪市公文書管理条例第28条第1項の規定による特定歴史公文書等の廃棄につきまして、ご審議のほどよろしく願いいたします。

【塩見委員長】 どうもありがとうございました。

お聞きのように、前回のこの委員会でルールをお決めいただいたと思っております。それにのっとり今までずっと作業してこられたと。それで、今日、歴史資料として重要でなくなったということで諮問があり、今回、廃棄、除くということについての判断を行うことになるわけです。まず調査員の方が判断をされて、アーキビストが検討されて、所属の意見を聞いてきたということで、一定の整理をされたものが出されてきましたので、この委員

会として、厳密にいきますと、一点一点について、廃棄か、廃棄はするけど刊行物で残しておくのか、あるいは今の状況が続けるかという、この判断を百数十点についてやるということになるわけですね。幾つかの資料、あちこちを見ながらの説明でしたので、なかなかお聞きするのは大変だったかと思えますけれども。

まず、判断ということでの議論に入る前に、今の説明について、ちょっとこの部分がよくわからなかったとか、そういうことがありましたらまずお出しただいたらいかがでしょうか。一点一点の資料についての問題じゃなしに、今、一括して流れのことと、今日何をするのかということについて説明があった部分、それについて何かご質問はございますか。

どうぞ。

【土谷委員】 土谷です。

前回、この大阪市公文書管理条例第7条第1項に規定する「市長が定める基準」というのを決定したと。この委員会では、この基準に基づいて判断する、この基準に書かれている歴史的公文書に当たるのかどうかを判断するというのが前提だと思うんですが、今日の資料の別紙は、大阪市公文書管理条例第28条にかかる運用ルール、2-(1)-ウ(ウ)に該当するリストとして出ているんですね。とすると、この運用ルールの2-(1)-ウ(ウ)に当たるかどうかを判断するように読めるので、その整合性をちょっと確認したいんですが。

もう少し細かく言うと、この運用ルールの参考1、2-(1)-ウのところ「大阪市公文書管理条例第7条の基準に当てはまらない文書」と書かれていて、(ア)から(ウ)までありますね。このウと(ア)から(ウ)の関係をどういうふうに見たらいいのかわかるのか。私たちの判断基準として、前回決めた基準の歴文に当たるかどうかという判断基準なのか、この運用ルールの(ウ)に当たっているかどうかという判断基準なのか、そこをまず教えていただきたらと思います。

【塩見委員長】 ご説明いただきましょうか。よろしいですか、ご質問の趣旨は。

【森山課長代理】 ご説明させていただきます。

今のご質問、土谷先生がおっしゃっていただきました条例第7条第1項に規定する「市長が定める基準」、これは収集の基準でございます。一方、今回、参考の1でお示しさせていただいております運用ルールの大きい項番2を、一定の廃棄の1つのメルクマールとして前々回お諮りさせていただいて、ご承認していただきました。廃棄と収集というのは適

用される場面は違いますけれども、思想としては、パラレルなものだと思っております。

(1)のウのところは「第7条の基準に当てはまらない文書」ということで、どういったカテゴリーがあるかということで、(ア)から(ウ)の事例、事項を並べさせていただいております。(1)のウの(ウ)の「国からの通達・他都市に関する資料、参考文献等」、こちらが今回挙げさせていただいておるものなんですけれども、そのウの(ウ)に当たるものについては、第7条第1項に規定する「市長が定める基準」の大きい項番2の具体的な判断指針のところ、歴史公文書等に該当する公文書の区分を表形式で列挙させていただいておりますが、このいずれにも当てはまらないものであるという位置づけが可能だというふうに考えてございます。一つ一つにつきましては、おそらく記載しておるものの内容を見ながらということには最終的になってこようかと思いますが、基準の概念としてはそういう立て方で考えてございます。

【土谷委員】 ありがとうございます。おおむね理解できたんですが、そうすると、この参考1の(ウ)の「国からの通達・他都市に関する資料、参考文献等」かどうかという判断だけではなくて、そもそもこの第7条第1項に規定する「市長が定める基準」に当たってないかどうか。つまり、この基準に記載されている歴文に該当するのであれば、仮に通達だろうが、参考文献だろうが、歴文に該当するので廃棄すべきではないという判断をこちらですという理解でいいですかね。

【森山課長代理】 はい。

【塩見委員長】 よろしいですか。他にご質問はありますか。今日やる作業は何かということについての確認みたいなことだと思うんですけれども。他、何か。たくさん資料がありましたので、資料そのものについてのご説明とか、補充の説明が必要だとか、そういうことについてのご質問もあっていいと思うんですけれども。

どうぞ。

【小林委員】 小林です。

ちょっと確認というか、教えていただきたいんですけれども。ウの(ウ)に当たるということで選定して、アーキビストの記入欄のところには、ウの(ウ)に当たるものとアに当たるといふものとの振り分けが今出てきているんですが、アに当たる場合は行政刊行物として引き続き公文書館で保存ということによろしいわけでしょうか。行政刊行物に当たるといふ判断をされたものもあるわけですよ。それは引き続きこちらで保存されるのですか。

【森山課長代理】　　そうです。リストで見させていただきますと、アーキビスト記入欄の大きいくりの中の一番左のほうに「廃棄」と書いたものと「廃棄（刊行物等化）」と書いておるものと2種類ございます。「廃棄（刊行物等化）」というものにつきましては、公文書としての位置づけとしましては一旦廃止。ただし、資料としては、公文書館のほうで公文書以外にも行政刊行物というカテゴリーで収集している資料もございますので、そちらとして保存・管理、利用提供のほうをしてまいりたいと思っております。

「廃棄」とだけ書いておるものにつきましては、そういう意味では純粋に廃棄を検討しておるもの、公文書館の外に出していこうと考えておるものでございます。

【小林委員】　　その廃棄の中で、「図書館への寄贈も妥当」と書かれているものと、特に記載のないものがありますよね。そうすると、図書館へ寄贈するものと、あと、本当に物理的に廃棄するものとに分かれるということなんでしょうか。

【森山課長代理】　　そうですね。アーキビストが評価をするのに調査してまいった時点、今より少し時期がさかのぼるんですけれども、その時点でアーキビストからもらった意見になります。前半の27番目あたりまでですね。その中には例えば1番のように「刊行物化が適当」という意見が付与されているものもあるんですけれども、それ以外については、今、小林先生がおっしゃっていただいたように、市立図書館への寄贈も検討してはどうか、妥当ではないかというものがあ、それらについては、公文書としての位置づけという話ではなくて、純粋に資料として見たときに、引き続きいずれかの場所で保存がされるべきような資料群ではないかということで、市の中でも市立図書館での市民の方への提供なり保存なりというのが適切な資料ではないですかという意見が付されたものになります。

それ以降、28番目以降については、このアーキビストの意見の中には特段そういった意見はついていないものになります。これら以下はどういったものかと申しますと、市の税財政の部局のほうで、一般的な税制なり財政なりの資料ということで、おそらく当時購入なり、どこからかご恵与いただいたもので、一般資料として読んでおったものだと思います。丁寧に編集して、大切に扱っていた流れ上、こちらにやってきたものではないかと思われま。雑誌類なり、国なり、いろいろな株式会社、財団法人等が一般的に全国的に発行しているようなものでしたので、アーキビストからは、特段図書館への寄贈等々の意見がつかなかったというような経過でございました。

【小林委員】　　確認したかったのは、引き続き行政刊行物と位置づけてこちらで保管するものと、図書館なりに行くものと、あと、ほんとうに物理的に廃棄するというものと3

つの行き先があるという理解でよろしいわけですね。

【森山課長代理】 そうですね。ただ、アーキビストの意見でついてないものにつきましても、せっかくこの長い年月保存してきたことには変わりなく、かなり昔の資料になりますので、市立図書館なり、そういったところ、別の施設でのニーズがあれば、当然そちらへの移管は考えてまいりたいとは思っております。

【小林委員】 ありがとうございます。

【塩見委員長】 よろしいですか。

今のやりとりの中でも出てきたように、行く先としては、ですから、3通りあるんじゃないかな。文字どおり廃棄をしますと。ただし、どこか引き取るところがあればそこへ行くということもあり得るとい、そういうことですよ。

【森山課長代理】 はい、そうです。

【塩見委員長】 それから、刊行物として公文書館で扱っていきますという、そういうふうな処理をするもの。これが6点ほどあったわけですね。それから、廃棄対象から外したというものは別紙の参考のほうに入っていますから、このリストの中にそれは載っていないということになるんですね。

ちょっと重ねて、私、念のためですけど、公文書館で刊行物化して残した場合には、これは公文書じゃないですから、市民がそれを見たいというときは、公文書として手続をして云々ということはないわけですね。いわゆる普通の資料という感じになっているから、ほかでも見られる資料でしょうけれども、見たい人はここへ来ればどうぞということで、公文書を閲覧するという手順を経ないで見るとい、そういうことになりますよね。

【森山課長代理】 そうですね。私どものほうで保存・管理しておりますのは、公文書と行政刊行物と大きく分けて2つございます。行政刊行物とは何かと申しますと、広く一般に周知させる目的でもって本市の機関あるいはそれに関連する団体がつくったものと定義づけてございます。また、作成者が本市の機関のものだけに限らずに、それに類するものということで、民間で作成されたものであっても、大阪市域、市政について記載されていて、本市の足跡を示すに非常に重要な資料に足りるというものについてもあわせて収集してございます。

行政刊行物となりましたものは、もともと持っている性質が一般に周知する目的でつくられたものであって、公文書とはもとの性格が異なりますので、もし見たいとおっしゃっていただける市民の方がお越しになられましたら、それらにつきましては、基本的には即

時利用ということで考えております。手続につきましても、利用請求をしていただいて、それに対して決定を打つという行政処分ではなくて、そういう意味では行政サービスの一環としてご提供を考えておるものになります。貴重な資料になりますので、一応利用の申出はしていただくんですけども、基本的にはすぐにお見せするような手続にのるということになります。

【遠藤館長】 公文書館長の遠藤でございます。

今ご説明したとおりなんですけれども、刊行物については開架棚に配架しておくものもあります。これらについては一応書庫で保管した上で、今のような感じで、申請があれば即時利用していただくというようなことで考えております。

【塩見委員長】 ほか、どうですか。

どうぞ。

【安竹委員】 安竹です。

今の刊行物化のことについてちょっとお伺いしたいんですけども、今回、刊行物化の俎上に上っているというものは、例えば他の公共図書館とか、あるいは他の何か施設に所蔵がされているかどうかということは確認されているのですか。

【森山課長代理】 はい、確認してございます。基本的には他館への収蔵状況というのは全部調べております。市立図書館なり、府立の図書館なりに収蔵されておるものが非常に多いんですけども。

【今中次席】 今中でございます。

資料の今の刊行物化のところの調査員の記入欄のところに、例えば20、21、22、23、これ、4つとも抽出理由のところに、「現在、府・市立図書館に収蔵されて公開されているものである」と記載しておりますとおり、府・市立図書館については全部調べております。この4つと、それから12番も両方にございます。これ、全てそうですね。16番も両方に収蔵されてございます。

【安竹委員】 そうしますと、各図書館での扱いがちょっとまだよくわかりませんが、例えば元助役の伝記ですとかというようなものは、市立なり府立の図書館に行くと一定の日数貸し出しができるという形になっているのだと推測しますが、こちらの場合は、貸し出しは多分しないでしょうから、この場でご覧いただくという、そういう理解でよろしいでしょうか。

【森山課長代理】 はい。

【安竹委員】 そうしますと、どちらがいいのかということは私もちょっとまだ判断つきかねますけれども、ここに来てわざわざ見ていただくよりは、図書館とかに行っただろうかはるかに長期間、綿密に見られるという形にはなるという、そういう理解でよろしいでしょうか。

【森山課長代理】 図書館のほうの取り扱いが、すみません、同じ市の施設でありながら十分把握はできていないんですけれども、一般的な図書の取り扱いとしては、安竹先生がおっしゃっていただいているようなことになるのかもしれませんが。ひょっとすると、貴重資料ということで、例えば館外持ち出し禁止という取り扱いをされているのかもしれませんが、一般的な図書としてはそういう差はあるかもしれません。

公文書館のほうは、お見せすることのみを目的とした施設ではなくて、第一義的には、貴重な大阪市の資料として、市政を示す資料として貴重なものをまず永年に保存していくといったところからスタートしておりますので、そういった施設の性質の差がそういうところに現れてくるのかなというふうには思いますけれども、確かに違いは出てこようかと思えます。

【遠藤館長】 先生おっしゃったとおりでちょっと違いもあると思うんですけれども、私ども、廃棄から刊行物化するという内容が、今現在、我々、特定歴史公文書と、それから別途、行政刊行物ということで収集しているんですけれども、今、収集している行政刊行物の範囲にちょっと入らない部分もあるのかもわかりませんが、内容から判断しまして、かなり元助役のいろいろ内容が書いてあるとか、大阪市の事業について書いてあるということで、こちらのほうで特定歴史公文書を見ていただく際、その周辺にかかわるような情報もあるかと思ひまして、そういった市政に深い内容を持つようなものについては、うちで引き続き刊行物としてお見せしてもいいんじゃないかというような判断でございます。もちろん同じようなものが図書館にありますので、「もっと長く見たいということであれば図書館で借りることができます」というようなレファレンスもしながら対応していきたいというふうには思っておりますけれども。

【安竹委員】 私が今の質問をさせていただいたのは、それが公文書館の役目なのかどうかは若干考える余地があるかと思いますが、やはり一般の図書館ですと、どれぐらい利用があるかわかりませんが、やはり滅失の危険性があるとは思うんですね。その、何と申しますか、一番最後の1冊になるかもしれない最後のとりでとして公文書館というのがあるというのはいいのでは、そういうあり方もあるのではないかなという気もするわけで

すね。

もちろんここで行政刊行物化して市民の皆さんに便宜を図るというのは当然大切なことでしょうが、やはり、まあ、図書館ほどではないかもしれませんが、利用も何回も繰り返されると、劣化・滅失するという可能性がちょっとは、ずっと収蔵していくよりは高まるような気がするのですけれども。そうすると、結局、最後、何十年か後にどこにも1冊もなくなってしまったというおそれはないのかなと、それを少し心配するわけです。

【塩見委員長】　　そういう懸念をお持ちだということの表明でよろしいですか。

【安竹委員】　　はい、結構です。

【森山課長代理】　　すみません、委員長、よろしいですか。

【塩見委員長】　　どうぞ。

【森山課長代理】　　今の安竹先生から頂戴しましたご意見を受けまして、我々、行政刊行物化したことによって、そういう意味では、急に利用件数が増える、あるいは利用される方の取り扱いが乱雑になるということは想定しておりませんで、当然、公文書と行政刊行物と利用いただく際の手続は異なるんですけれども、おそらく実態の利用される現場としては変わらないというふうに思っていたでもいいんじゃないかと思います。我々もそういう認識でありますし、公文書と行政刊行物と、行政刊行物にしたら、その後の保存・管理の取り扱いを1ランク下げるかといいますと、我々にとってはどちらも市政を示す上での貴重な歴史的資料だという考えでございますので、同じように書庫・書架に収めてございますし、心配していただいているような劣化が、例えば公文書に比べて50年寿命が縮まるとかいったような悪影響を及ぼすことはないというふうに考えてございます。逆に、行政刊行物であっても貴重な資料というのはたくさんございますので、丁寧に保存・管理していきたいなというふうに思っております。

【塩見委員長】　　よろしいでしょうか。

図書館でどんな扱いになっているという点がありましたので、ちょっとその関係で申し上げておきますと、今、廃棄はするけれども行政刊行物化してというふうになっている6点ほどのうちの、ほとんどはそうでしょうかね、地域的には大阪に関する資料ですかね、全部ね。日吉何とかとか、これは日吉小学校のことだと思うのですが。そういう地域資料については隣の中央図書館に行かれると、大阪資料、あるいは大阪に関係する行政資料の1つのコーナーというか、部屋というかがありまして、そこは、一般的な小説やら、一般的な専門書の領域とは扱い上、やはり地域が限られていて、資料自身が少ないですから、

数が少ないというのは当然あるんですね。だから、図書館の運営としていいかどうか、これは議論がありますけれど、利用については一般書に比べると少し異なり、何というのかな、中で閲覧に限定する、要するに貸し出しはしませんという、そういう運用をすることもよくあるんです。

ここに挙がってきているものであれば、多分、館内閲覧だけにしているんじゃないかなと思うんです。ちょっと今そこらは私は確認できませんけれどもね。そういうふうに、地域資料については館内閲覧にとどめるというふうにやっていることは一般的によくあります。後の補充がなかなかきかないとか、そういう資料の特性から来るんですけれどもね。ですから、当然、公開の施設ですから、使っていれば、ひょっとしたらなくなってしまうことも含めて、損傷したりということはないとは言えないけれども、比較的補充がきく資料に比べれば、扱いは、厳密にというか、シビアにというか、閉鎖的にというか、そういうふうにやっているということと言えるだろうと思います。

ほか、ご質問はございませんか。

それじゃ、今日諮問で問いかけられた178について、3通りのこの委員会としての判断をしていくという、そういう審議に入りたいと思います。判断は、廃棄、文字どおり廃棄というものと。廃棄はするけれども、刊行物化して公文書館でとどめるという、これが6点でしたか7点でしたかあると。それからいや、やはり文字どおり歴史資料として保存をするという、そういうふうにするべきではないかというものと。これまでのプロセスの中では廃棄ということになっているけれども、やはりこれは廃棄じゃなしに保存をするという、そういうふうにするべきものではないかと、この3通りの判断を百七十数点についてここで問われているということになります。一つ一つ見ていくというのもなかなか難しいですし、資料を拝見すると、ある雑誌の何年度のものというようなものがあり、かなり資料はグルーピングされているというふうに思いますので、そういう範囲ぐらいでいいんだろうと思いますけれども。と言って、1番と百二十何番が入りまじって対象になるというのものもあるでしょうから。

最初にご説明の中でもあったように、1から27までですか、7ページまでの、これは1つのグループということになるでしょうね。廃棄ということになったけれども、アーキビストの意見で刊行物化というふうになったものと、それから、物としては、民間が発行した図書ですね、大体は。そういうものが27点入っていますけど、まずこのところで何か、ちょっと気になるとか、事前に見ていただいたり、先ほど来、現物が横にあります

ので、その一例をご覧になったというものもあると思いますが、1から27をまず対象にしていかがでしょうかというような進め方でよろしいですか。

何か気になる資料とか、これはとかありますか。

【中川課長】 先ほど私のほうからも説明させていただいた中で、実見、全てがそろっていませんけれども、もしよろしければ、今見ていただいたリストの中の実際のものを見ていただくということもできますので、よろしくをお願いします。

【上田委員】 ちょっと見てよろしいですか。

【塩見委員長】 どうぞ。

ご覧になりながら、話は話でということで並行して進めてもよろしいでしょうか。

6点ですかね、この刊行物化というのは。

【中川課長】 そうでございます。番号をもう一度言わせていただきますと……。

【塩見委員長】 いや、表でわかるとは思います。

【中川課長】 よろしいですか。

【塩見委員長】 はい。それは全部、府・市の図書館にあるという確認ができているということでしたね、たしか。

【今中次席】 はい、そうです。

【塩見委員長】 その6点以外の廃棄というものについては、場合によっては図書館等に行くこともあるということですよ。

【森山課長代理】 27番までにつきましては、行政刊行物化を考えております6冊を除きまして、実は内々に一度、市立図書館のほうの意向を確認いたしましたら、「そういった資料群であれば基本的にはいただきたい」というご意見をいただいております、おそらく図書館に寄贈することになるかと思えます。

【上田委員】 すみません、今のことできちんと聞いてなかった。この1から27のうちの行政刊行物化する6点以外のものについては、市立図書館への寄贈がいわば事実上確定しているというか、向こうも受け入れますという形でこれから話が進んでいくという理解でいいわけですか。

【森山課長代理】 そうですね。その方向で詰めていくような流れになっております。物としては、やはり貴重なものだと思いますので、公文書館として収蔵すべきか、あるいは市のほかの施設で管理するのが適切なのかという、本市の中での分担と申しますが、それにふさわしい役割を担った施設での保管を進めていくほうがいいのかというふうにか

えております。

【塩見委員長】 初めは法律大辞書、それから次の2枚目のところで工業大辞書、本としてはごく一般的な本なんだろうと思います。この席には法律の専門家の方もたくさんいらっしゃるので、古い資料には間違いはないんですけども、資料として、今、生きておる資料かどうか、大事な資料かどうか、そういうご判断もあるかもしれません。こちらでは、歴史的な、古いという言葉が、古いから要らんという話じゃなくて、古い資料の判断みたいところが館の性格からあるんでしょうね。

【上田委員】 私の専門の関係で申し上げれば、19番などは選挙法、これ、戦前の選挙制度について内務官僚が書いている解説書で、これはかなりお宝ではあるんですよ。もちろん大学の図書館などには保存されていますので見ることはできますけれども、廃棄はもったいない、物理的な廃棄は。ちゃんと大阪市の図書館に保存しているというのであれば。

【森山課長代理】 今おっしゃっていただいたように、一つ一つの物としての貴重性というのはあるものではないかと思っております。なので、本市にとってもそういう意味ではお宝かと思っておりますので、そういう点では貴重なものとして丁寧に取り扱いたいと思います。

【上田委員】 ただ、歴文じゃないというのはよく理解できますので、図書館での保存というか、管理というのが適切かなというふうには考えます。

【塩見委員長】 古書市場にでも出れば結構値がついているよというのもありますよね。

【上田委員】 限られた専門家の中では値打ちが高いというものですけど。

【塩見委員長】 公文書館における歴史資料というものとしての保存の意義の有無という、そういうことが要は判断ですので、そういう観点でこの判断をいただくということですけども。

27番まで特にございませんか。そういう意味での積み上げてきた判断と異なる判断をすべきではないかという、そういうご指摘がなければこの方向で結構ですよという話になるんでしょうけれどね。

それじゃ、8ページ以降は雑誌でしたね、大体は。全部雑誌でしたかね。「地方税」、「税」。

【森山課長代理】 そうです。きれいにグルーピングをして並べておればよかったものを、多少入り組んでいて大変恐縮なんですけれども、種類でいきますと15種類ございます。「地方税」とか「地方財政」とか「自治大阪」とかというあたりは雑誌類になりますが、

そういったものでありますとか、あるいは税法の関係の規則をつづったようなものがあります。タイトルとしては「改正税法のすべて」とか「改正税法総覧」とか「施行規則」というようなものがついておりますけれども、いわゆる三セクのようなところがつくったものではないかと思えます。あとは、自治省なり大蔵省なりが発行しております全国的な統計資料に当たるようなものですね。「地方交付税関係計数資料」というようなタイトルがついているものなんかがあるんですけども、そういったものになりまして、基本的には株式会社なり、財団法人なり、自治省、財務省が発行しておる出版物という形になります。

【塩見委員長】 雑誌は、このリストに挙がっているのは、別にバックナンバーが全部あるというわけじゃなしに、たまたま何年何月号がおそらく何らかの意味があつてこの中に入っているという、そういうことですよ。だから、全部があるわけじゃなしに、このリストに挙がっている一点一点単独の判断ということですよ、今、問われているのは。

【森山課長代理】 そうですね、こちらに来たものが、例えば今の時点からずっとさかのぼって昭和初期ぐらいまでずっとそろっているかといいますと、おそらく「地方税」という雑誌を全て残そうとして取り組んでおるとまでは言い切れませんので、間が飛んでおるかと思えますし、おそらく近年のものはまだこちらにも来ておりませんし、おっしゃっていただいたような全冊そろっているというような状態ではないかと思えます。

【塩見委員長】 だから、きっと、ここに挙がっている以外のものは逆にはないんでしょうね、公文書館の資料としては。

【森山課長代理】 公文書館の資料としてはないかと思えます。移管元のほうで……。

【塩見委員長】 ある理由があつて、たまたま何とかという雑誌の何月号がある。それが果たして歴史資料かといって今ここに挙がってきていると、そういうふうに受け取ったらいいわけでしょう。

【森山課長代理】 そうですね。かなりのボリュームがありますので、例えば、ある号だけ特別な意味を持ってこちらに来たという状況ではないというふうに推察はしておるんですけども。ただ、意識を持って、逆に全冊購入を必ずして、必ず今のような状態のきれいな編集をして、ずっと永年に保存していくぞというような意識まで持って移管元がこういう形で残しているかどうかということまでは読み取れないと。そういう意味ではアトラダムな状態かなというふうに思いますが。

【今中次席】 ちょっと補足させていただきます。

ほぼ、この表を見ていただいたらわかるんですけど、年度単位でとじられているんです

ね。ですから、抜けているものはありません。ただ、当初、一番初めからあるのかなということになる、ちょっと疑問にはなります。何号という形ではされていないと思います。何年の何月号というような形で印刷されておりますので、所管局の編集の仕方として何年のものというような形で編集されておりますので、それを一度に公文書館のほうへ引き継がれたというようなものでございます。

【小林委員】　　ちょっと質問をよろしいですか。

【塩見委員長】　　どうぞ。

【小林委員】　　「税」とか書かれている、雑誌の名前が「税」とかそういうものでして、雑誌、新聞等のものなのかと思うんですが、こういったものは例えば国会図書館で収蔵されているものと見てよろしいんでしょうか。そういう確認はしておられるんでしょうか。

【森山課長代理】　　今、国会図書館なり公共図書館の検索システムというのが大分充実しておりますので、そちらのほうは調べました。小林先生がおっしゃっていただいている国立国会図書館の収蔵資料の中に含まれておるものが多数ございましたし、あとは大学の図書館なり、府立・市立、それ以外の公共図書館に収蔵されておるものというのが多数ございました。ただ、そういう意味で、検索システム上、今、ひっかからなかったものもごくわずかあるんですけれども、それ以外は全て国立の国会図書館なり、大学なり、自治体の公共図書館に収蔵されているというような状況になります。

【土谷委員】　　念のために確認させていただきたいんですが、第7条の基準によると、統計調査に関するものは歴史公文書に該当するということになっているので、今回出されているものというのは、大阪市としては統計調査に立案とか検討したというような資料はこの簿冊の中には全く入っていない、単に書籍をつづった簿冊だけだということでしょうか。

【森山課長代理】　　第7条第1項の基準は、あくまでも市政運営に関する資料であるということが前提にあります。今回、廃棄の対象に挙げておりますものは、統計調査に関連するデータの的なものも含まれているものもございしますが、それは全国指標として国がつくったものであって、大阪市の何かを示す、そういう意味での統計調査資料はないと考えてございます。

【澤井委員】　　先ほど来の議論と重なるかと思うんですけれども、ちょっと個別で恐縮なんです、28ページの番号128番ですけれども、もとの資料はアーキビスト意見欄にありますけれども、「所得格差年報」という興味深い年報なんです、これも他の図書館

にあるということを確認されておるでしょうか。

【森山課長代理】 128番なんですけれども、年度が47年度、48年度、49年度の各年度の資料が3冊まとめられているという1冊のファイルになります。実はそのうちの48年度、49年度は、先ほど申し上げた国立国会図書館なり市立の図書館の検索システムにヒットしておるんですが、47年度の方が、今、システム上はひっかかっておらないという状況でございます。先ほど申し上げました「ごくわずかですが、ちょっとまだ見つかっていないものがあります」といったものが実はこれになります。

この「個人所得指標」というのが合計で2冊あります。先ほど申し上げましたような年度が違うものが、二、三冊ずつまとめられておるんですけれども、実は、いずれもそのうちの1冊ずつが、今、検索上ヒットしてない状況でございます。これについては、先ほどの図書館に移管を図っていかうかと考えておるようなものと全くの同レベルではございませんが、本当にこの世にないということになりましたら、またその資料をしかるべきところで保存を図っていただけるようなことも、公文書としての取り扱いをやめた後の話としては、公文書館の職員としては考えていかないといけないかなというふうには考えております。

【澤井委員】 伺うときにすごく迷っていたんですが、この資料は非常に貴重な、各地方自治体別の所得ランキングがすぐにわかる、使い勝手のいい資料で、大事な資料だというのはよくわかるんですが、今、たまたま、これ、自分は関心があったので言っているの、自分の言っていることの客観性にあまり自信がなくて、たまたまいたからしゃべっているみたいな感じでどうも気にはなるんですけれども。それで、発言していいものやらとちょっと気になっていたんですが、そういうことも含めてお話ししたほうがいいのか、大もとのルールが納得していれば、あまり細かなことを言わないほうがいいのかなと迷いながら伺っていたんですが。

【森山課長代理】 少し詳細なお話をしますと、先ほどはごくわずかということで、詳細をお伝えするのを省略したんですけれども、15種類ありますと申し上げたうちの、今挙げていただいた「個人所得指標」と、もう1つ、「地方交付税関係計数資料」というのが全部で9ファイルあるんですけれども、そのうちの8個について、先ほど申し上げた検索システム上はヒットしておらないという状態でございます。番号で申し上げますと、144番、これが「地方交付税関係計数資料」。どういうものをつづっているのかというのは、概要が調査員の記入欄、アーキビストの記入欄に書かれておるのでご参照いただけるかと

思います。こちらについては、自治省、現在の総務省が発行しておるものですので、おそらく発行元にはあろうかとは思っておるんですけども、今のところ図書館検索システムでは、ないという年度のものでございます。こちらと、それから、今、澤井先生がおっしゃっていただきました「個人所得指標」につきましては、おそらくその分野の研究をなさっている方にとってはまたお役に立てる資料かと思えますし、公共図書館で、例えば、ある年度は持っているけれども、ある年度は持っていないというところであれば、おそらくバックナンバーの追補といえますか、補充といえますか、そういう点でニーズがあるかと思えます。まずは同じ大阪市の市立図書館なりのニーズをこちらのほうについては聞いてまいりたいと思っております。ただ、それ以外の資料につきましては、国立国会図書館を中心とした図書館での収蔵が現在もあるという状況が確認できておりますので、そういった心配はないのかなというふうに考えております。

【澤村委員】 質問しようと思っていたことがほぼ今、回答をいただいたので、ほとんどなくなってしまったんですけど、例えば私が聞きたかったのは、やはり図書館、向こうの国立、今おっしゃったようにデータベースのほうになくて、こちらのほうにある場合はどうなさるのかなというところをちょっと教えていただきたかったです。

これ、結局、両方にもありますよと、大阪市の図書館にもありますよという回答を今いただいたんですけど、これ、かぶっていますよという場合は、完全に、先ほどの3つのパターンを小林委員がおっしゃっていましたが、廃棄ということになるんでしょうか、それとも、やはり図書館のほうにということになるんでしょうか。

【森山課長代理】 数の問題ではないのかもしれませんが、全国的に希有ではないような、ある程度の冊数が全国的にみればあるというもので、かつ市立図書館でもあるとなりましたら、一度ほかの資料とあわせて参考までにとすることでニーズのほうは把握していきたいなと思っておりますものの、万一、市立の図書館でもあるし、ほかの図書館でもこの資料はよく見るからもういいわということになりましたら、物理的には廃棄というか、本当の処分という道をたどることになるかと思えます。

【澤村委員】 わかりました。ありがとうございます。

【土谷委員】 別紙の中で、今回廃棄すると決めてしまうもの、ここで決めたら廃棄になると思うので、もう1回だけ基準を確認したいんですが、参考3で、今回、調査員の方は廃棄というご意見だったけれども、アーキビストの方は保存すべきだというご意見をされている簿冊があると。それに対して、アーキビストの方も廃棄というご意見のものが別

紙にあると。その差を教えていただきたいんですが、特にこの参考3でアーキビストの方が保存と判断されたご意見の根拠となる基準、どの基準に当たって歴史公文書に当たるというふうに判断されているのかを教えてくださいませんか。

【森山課長代理】 まず、今回、諮問で上げさせていただいたものと、諮問をせずに引き続き保存を図るという方向で、取り下げと申しますが、諮問に上げなかったものとの差でございますけれども、参考の3でリストアップさせていただいておるものは、大きくカテゴリー分けすると、府・市の公報と、都市計画を担当しております部局の事務事業概要と、この2つのカテゴリーがございます。当初、公文書館調査員のほうがそれらを廃棄ということであげましたのは、物理的に廃棄しようということではなくて、資料の性質から見ると、それは公文書ではなくて、行政刊行物であろうと考えていたからでございます。

府の公報については、市制も施行してかなりの年数も経ちますから、当時のように府の公報を市の事業に直接ダイレクトに使うということもありませんし、市が発行しておるものではありませんので、今は集めておりませんが、市の公報につきましては、当然、今もずっと定例的に発行しておりまして、それは行政刊行物という形で収蔵しておりますので、それと同じ位置づけが望ましいであろうというふうに考えてございました。

もともと持つておる性質が行政刊行物として発行されたものであることには間違いございませんので、そういう意味で考えておったんですけれども、実際、アーキビストが精査に入りますと、1ページ1ページくっていくと、こちらのほうの実見用で置かせていただいております簿冊の状態のとおり、書き込みが中に散見されたと。書き込みをされることによって、当初は確かに行政刊行物として発行した、そういう性質のものだったんですけれども、それに業務で使用するという実態がついてきたと申しますか、ある意味、公文書となるための付加価値がついてきた状態のものかと思ひまして、それであれば、行政刊行物という性格から公文書という性格に変わったものだというふうに我々も認識してございます。それらについては、今は刊行物ではなく、公文書として取り扱うのが望ましいだろうと。

なおかつ、じゃあ、公文書であれば全て保存が望ましいかどうかと申しますと、我々が置いておりますのは公文書全てではありません。公文書の中でも、土谷先生おっしゃっていただいております第7条第1項の収集の基準に当てはまる歴史的価値のあるものについて保存を図ってまいるといふ施設でございます。そのうちの、第7条第1項の収集の基準でいきますと、おそらく市の公報、府の公報でありましたら、例えば具体的な判断基準で

区分ごとに該当するものを列挙している中のいずれにあてはまるのかと申しますと、市の公報であれば、条例・規則等の制定・改廃であれば全てそれを載せておりますので、(1)の表の工の「条例又は市規則等の制定及び改廃に関するもの」であるとか、あるいは条例、規則、規程以外のものも公報には載っておりますので、(3)の「市行政の運営、実績、評価等に関するもの」、「制度の新設及び改廃に関する重要なもの」等々にも当たってくる内容のものも含まれておろうかと思えます。

もう1つのグループの、都市計画を担当しております部局の事務事業概要のようなものなんですけれども、それにはその部局がその当時、こういった施策を重点的に進めておるかとか、どういうふうな予算編成をしておるかとか、あるいは関連出資団体でこういったところがあるかとかいったような、その局の施策の基本情報のようなものが全て載っております。

当初、調査員のほうがこれは廃棄の対象ということで挙げましたのも、先ほど府の公報、市の公報でも申し上げたのと同じように、外部に向けて一般的に作成、一般公表するために作成した資料だというふうに認識して、行政刊行物化を考えたいということで検討の俎上に上らせていただきました。けれども、アーキビストの目から見ますと、おそらくこれは外部に公表するための資料というよりも、内部向けに事務事業をまとめた資料と位置づけるほうが正しいのではないかと、そういう資料ではないかと思われるという意見がございましたので、そういうところにまだ疑義が残るようなものでありましたら、公文書としての位置づけで考えていこうと。

なおかつ、公文書に当たったときに、じゃあ、こういった歴史的価値があるのかなのか、先ほどの収集基準でいきますと(3)のアの「市行政の運営、実績、評価等に関するもの」でありますとか、あるいはオの「都市機能・都市空間の整備に関する重要なもの」等がございます。そういった情報が載っておる資料かと思えますので、引き続き歴史公文書としての取扱いということで、公文書館での保存を考えていこうと。アーキビストの意見・評価を踏まえて、もう一度こちらのほうでも再認識いたしましたというような状況でございます。

【土谷委員】 ありがとうございます。今回の諮問の対象ではないので、この参考の資料に入っているものは、廃棄という調査員の意見に対して保存となっているので、ここで判断する話ではないとは思いますが、ただ、一方で保存という意見があって、片方で廃棄となっているものもある。この廃棄について妥当かどうかをここで判断するということ

に、どういう基準で一方は保存になって、そうではないものが廃棄になっているのかというを確認したくてお尋ねしたんですが、今のお話だと、同じような刊行物であっても、手書きでいろいろ書いていると公文書になって、その公文書になったときに、その重要性については基準のどこに当たるのか、具体的にあまり明確にされずに全て全部残すようになっているのか、あるいは、ざっと見た限り、大阪府の公報だったりすると保存になっていて、国のものだと廃棄になっているようにも思うんですが、大ざっぱにはそういう基準で判断されているんですかね。

【森山課長代理】 恐れ入ります。府の公報を今回残しましたのは、市制を施行する前、そういう意味では府の一部として事業をしておりましたので、当然、市制施行前の府の公報は今の市の公報と同じ位置づけであるというのと、市制を施行した以降も、やはり、国がつくったもの、例えば国の官報と府の公報というのは市制施行後も、特に市制施行直後ぐらいは非常に重みが違ったのかなと思います。府の条例・規程を参考にしながら、それを見ながら事務事業をしてきた経過というのが今回の書き込みで非常に伝わってくる内容があったということでございます。

ですので、例えば、他のところ、民間なりでつくった資料であっても、それが事務事業においてこういうふうに使われてきた、反映されてきたということが明確に読み取れるような部分があったら、それが単なる発行物だ、出版物だということでもって単純に廃棄なり刊行物ということにはならないのかなというふうに思っております。

【土谷委員】 何度もすみません。理解はできましたが、せっかく第7条の基準をここでつくったわけなので、諮問の対象ではないんですが、今後、仮にアーキビストの方が調査員の意見に反して残すとされた場合、第7条の基準のどの条項に当たるから歴史公文書に当たるのかということは明確にさせていただいたほうが、今後この中でほかの文書について廃棄という意見を出すときに、その廃棄はその基準には該当しないねということを確認しやすいかと思うので、今後はそういうふうにしていただいたほうがいいのかとは思いますが。

【塩見委員長】 ほか、どうですか。あと気になる資料はほかにございますか。あるいは今のよう。この作業は初めてなんですね、この廃棄はね。だから、今後重ねていく上で、今回の経験をどんなふうに、今日を活かして後へつなげていくかという、そういうふうな意味での今のご発言もあったんだろうと思いますけども、そんなことも含めて。

【小林委員】 1点はお願いでして、先ほど28以降で、データベース等をしてもらっ

かからないものがあるというものについては、ぜひ何らかの形で図書館に引き取っていただくなりということをしていただけたらと。やはり統計資料なんかですと、過去のもので抜け落ちているものがあると、ものすごくそれが資料としては価値が落ちるということもございますし、経年的な変化を見たいというときに、年度が抜けると、やはり資料の価値が落ちてしまうという点では、ぜひ漏れのないように保存、何らかの形で保存されるようにご尽力いただきたいということ。

あと、刊行物化されて、公文書館の中で仮に保存された場合、先ほどおっしゃられた図書館のデータベース、かなり相互検索はかかるようになっているんですが、その相互検索にはこれは全く組み込まれてはならないのでしょうか。図書館ではありませんので、公文書館が持っていらっしやると。例えば、ほかのところでバックナンバーとして、図書館にはないけれども、こちらの公文書館で刊行物化されて残っている、そういったものはデータベースの中には検索した場合にひっかかってくるのか、ひっかかってこないのか、この点をちょっとお教えいただけますでしょうか。

【森山課長代理】　そういう意味では、データベースで相互連携しているようなものは、残念ながらというか、お恥ずかしながら、公文書館と図書館との間では今のところございません。ただ、市の中でいきますと、市立の図書館とこちらということでは、例えば自館ではなかったものがお隣にはないかということをお調べして、「お隣の中央図書館へ行っていただいたらあります」、あるいは中央図書館のほうが「公文書館にはありますよ、お隣に行っていただいたらありますよ」という形でレファレンスする、ご案内は実態としてはさせてはいただいております。

【塩見委員長】　細かい、厳密なところはちょっと私、今、記憶は正確じゃないけれど、おととしから始まった国会図書館の一番新しい「国立国会図書館サーチ」というもの、これは図書館だけじゃなしに、文書館、公文書館を含んでいたのと違うかな。それからこの頃、MLAとの連携とって、図書館と博物館と文書館との連携みたいなものが、話題になることが多いんですね。「国会図書館サーチ」はその辺まで含めた検索ができますというのをえらい売りにして始めるときに強調していました。大阪市の公文書館の所蔵しているものは、こっちがデータを出さなきゃもちろん載りませんからね、入っているわけじゃないと思うけれども。割合、周辺と所蔵状況なんかも共有しましょうというのが1つの流れになっているので、今ご指摘の点は、そういうあたりの進捗状況も含めて考えていったらいいかなという気はしますね。

【安竹委員】 一応、私、法学部に所属していますので、こういうルールにのっとって審議をする、あるいは載る、載らないというのは理解しているつもりではいるのですが、他方、歴史研究者でもありまして、例えば今そこにある明治23年のものが、場合によっては廃棄に載ってくるかもしれないという可能性を考えるだけでも何かちょっと胸が痛む思いがするんですね。書き込みがあるとかないとか、あるいはそういう性質じゃなくても、ここまで生き延びてきたという、乱暴な意見をしますが、ということで、有無を言わず、ちょっと乱暴過ぎますけれども、廃棄の可能性は考えなくて済むというような、そういう扱いにならないものかというのが。もちろんアーキビストの方々の能力とか公文書館の姿勢というのは当然評価している、疑うものではないのでありますけれども、場合によってはそういうものがここに拳がってくる可能性がある。例えば構成員がかわってしまえば、ひょっとしたら行き先が変わる可能性があるということを見ると若干胸の痛む部分がございますので、もう少し何かその辺、検討できないかなということがございます。

【森山課長代理】 安竹先生がおっしゃっていただいているのは、今回見送ったこちらのですか。

【安竹委員】 そうです。

【森山課長代理】 こちらについては、そういう意味では位置づけは変わりますが、我々も市政を示す貴重な資料だとは思っておりますので、物理的な処分は考えておりません、行政刊行物として利用提供の促進を図っていただくという観点でございました。どちらにしても、行政刊行物になっても、歴史公文書としても、先ほども申し上げましたように、同じようにこの館内の書架に収蔵いたしまして、きっちり永年の保存を図っていきたく思っております。安竹先生に見ていただいて、おそらく、こんな貴重な資料と思われたのと同じ感覚は、同じと言うと語弊があるかもしれませんが、市職員として市政を示す貴重な資料だという認識は持っております。あちらと違いますのは、そういう観点からして、市の公文書館で保存していくにふさわしいかどうかという区分分けといたしますか、整理といたしますか、を一定図っていききたいなというふうに考えてございます。

【遠藤館長】 先ほどの土谷先生のご意見とも関連するかと思うんですけれども、一応我々、収集し保存するという基準、この第7条に基づいて基準をご審議いただいて、それに基づいてやっているわけなんですけれども、やはり時代とともに基準そのものも変遷してくるものもありますし、開館当時はやはり収集をしなければならないということで、言い方は悪いかもわかりませんが、何でもかんでも集めようという時期もあったと思

うんですね。そういう中で、書庫のスペースなども効率的にしたいということで考えてまいったところです。

公報の関係なんですけれども、厳密に考えれば、例えば府公報ということであれば、大阪市制と直接関係ないのかもわからないんですけれども、実は大阪市制、明治22年にできたんですけれども、公報が発行されたのは明治41年からなんです。その間を埋めるものとか、そういう関連資料がなかなか我々の調査の中では、はっきり関連して、市公報がなかったから府公報にあるということではないんですけれども、やはり同じ地域の中ですので、関連するものがあるかわからないということも含めて、できるだけ市に関わるものは残していこうということで考えております。

もちろん市公報が発行されてから、府公報と並行してできている時期もあるんですけれども、部分的にその時代だけ捉えるんじゃないかと、やはりこういったものは一群のものとして考えていったほうがいいんじゃないかということで公報全体の判断をさせていただきました。

ですから、やはり我々、収集・保存の基準は、あくまでも条例に基づく収集基準に基づいてどうあるべきかということで今後も考えていきたいと思っております、その内容については、やはり先生方の意見も十分お聞きして、安易に廃棄するということではなく、慎重には考えていきたいというふうに思っております。

【塩見委員長】 時間も大分たってきましたけど、どうでしょうか、ほかにご発言はございませんか。

いろいろご発言もありました。今日諮られたのは、これまで歴史資料としてこの公文書館で扱ってきたと、ただ、大阪市公文書館が歴史資料として今後とも保存をしていくという、そういうものに当たるか当たらないかというのが問われている課題ですよね、直接の諮問事項はね。

ただ、今、最後に館長がおっしゃったように、集める段階と捨てる段階というのはやはりちょっとレベルが違うわけで、廃棄というのは、確かに廃棄しちゃうと後で修復ができないということになりますから、当然いろいろ慎重にならざるを得ないということ。それから、今日の諮問で問われた課題を超えて、これはやはり資料として大切とか、あるいは、それぞれいろんな立場のご専門の方がいらっしゃいますから、その面から見れば、これは大阪市の公文書館の資料で、歴史資料になるかどうかは別にして、残してもらわないと困るとか、あるいは、いつか基準が変わって消えてしまうことがあるのは大変困るんだとい

うふうなご意見も出てきたりするのですが、ある意味では極めてもっともだと。やはり捨てるというのはそういうレベルを含めた丁寧さ、慎重さが要る判断を問われるんだと思いますね。

それについては、先ほど来、国会図書館にあるかどうかというお話もあって、国会の場合には、収集じゃなしに、納本ということで、特に国の刊行物はなかったらいけないんですけどね。そうは言いながら、しかし、ないものも当然あるわけだし、それから、ある逐次刊行物の場合には、あることになっているけど、じゃ、それが全冊あるかといったら、やはり抜けている部分がないとは言えない、これも当然あるだろうと思いますのでね。

いよいよ廃棄ということになった段階では、特に先ほど来、今のところ国会の検索のほうからもその号は、その年度はちょっと確認できてない部分もあるようですが、そのあたりは、場合によっては国会のほうに、大阪市公文書館としては、「今、これこれこういうものを長年持ってきたけど、廃棄として考えている。もしそっちで必要なら、補充資料として使うのならそっち側へ回すから」というふうな、まあ、そういう作業をやり出すと切りがないと思いますけれども、できればそういうふうなことなどもやりながら、捨てるについての慎重な捨て方みたいなものを可能な範囲でおやりになることが、大阪市公文書館の使命かどうかわかりませんが、一種の資料、情報に対するサービスみたいな意味合いで考えていただくこともあるいは必要かなと。そんなことをいろいろ皆さんご心配されながらのここまでの議論だったかなという感じがしますので、事務局もそんなふうを受けとめていただけたらいいかと思います。

問われた部分については、この170点ほどのリストについて、これまでの判断、提起されている原案を変えるご意見は今のところ出てないと思いますけれども、その点についてはよろしゅうございますか。一応、前のほうの6点が刊行物化して公文書館で残しますと。その他については廃棄ですと。廃棄については、先ほど申し上げた意味の、できるだけ丁寧な廃棄の仕方、文化財とか歴史資料としての、一般的な研究資料としての大事さみたいなことをできるだけ配慮して、丁寧な廃棄の仕方をしていただくあたりを、ひとつ要望というか、留意点みたいな形でつけた形で、提案については、廃棄という形で原案を承認するという結論でよろしゅうございますか。諮問についてはそういうふうはこの委員会として判断ができるとすれば、今日そのことで答申を申し上げていいんじゃないかと思えますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【塩見委員長】 それじゃ、そういう結論に今日はたどり着けたと思いますので、そうしようかと思いますが、事務局、いかがでしょうか。

【中川課長】 ありがとうございます。いろいろご意見をいただきました。我々としても、何でもかんでも廃棄をすればいいということは全く考えておりません。確かに、私も見せていただきましたら、非常に物としては貴重なものであるとうかがえるものだというのはよくわかりますし、できれば、廃棄ということになれば、確かになくなってしまふということに関しては、非常に抵抗感も実はあるのはありました。ただ、やはり、我々の公文書館という性格的なものというのを踏まえたら、スペースの問題も鑑みまして、廃棄ということもとらざるを得ないというふうな一定の判断のもとに、基本的には慎重に今回いろいろと調査もさせてもらった上での判断というふうに思っております。

ただ、今回、ここの場でいろいろご意見を伺った、例えば見つからないものについては今後も引き続いて調査をしていった上での判断、廃棄ということにもさせていただきますし、残すものは残していくとか、図書館のほうへ寄贈というふうな形も含めまして、できるだけ貴重なものについてはその考えのもとにやっていきたいと思っております。今回初めて廃棄ということでご議論いただきましたので、いただいたご意見を踏まえまして、今後について反映をさせていただきたいと思っております。

それでは、今日ご答申いただくということで、よろしく願いいたします。

【塩見委員長】 それじゃ、先ほどのそういう結論でしたので、問われた中身を承認するということの答申をさせていただきます。

それじゃ、別紙のとおり答申したいと思っております。

(委員長から岸本部長へ答申書の手交)

【岸本部長】 どうもありがとうございます。

【塩見委員長】 委員の皆さんには写しを配っていただいております。

【岸本部長】 どうもありがとうございました。ただいま頂戴いたしました答申を踏まえまして、正式な決定を市として行ってまいりたいと考えております。

また、いろいろご議論の過程でご意見を頂戴いたしまして、ありがとうございます。私ども、今後進めるに当たって十分に検討してまいりますので、また今後ともよろしく願い申し上げます。

【塩見委員長】 それじゃ、今日の主たる案件は以上で終わります。

あと、公文書管理条例の一部改正についての報告というふうにお聞きしておりますので、

どうぞお願いします。

【森山課長代理】 それでは、私のほうからご報告案件ということで1点お聞きいただきたいと思います。

お手元の資料2のほうをご覧ください。公文書管理条例を改正いたしましたので、そちらのご報告をさせていただきたいと思います。

一言で申し上げますと、公文書管理条例の対象に大阪市道路公社が入ってありました。ところが、道路公社のほう解散いたしましたので、それに伴う規定整備でございます。

もう少し内容のほうを詳細に申し上げますと、本市におきましては、本市が設立した地方独立行政法人と、それから地方公社につきましても、本市の事務事業の一部を補充なり分担して、市政の重要な一翼を担っているというものであることですか、あるいは市が出資している等々ということを考慮いたしまして、公文書管理条例におきましては、本市の機関と同様に、それらの法人が保有する文書につきましても公文書に位置付けまして、それらの法人に対して、本市の機関と同等の公文書の管理責任というものを担っていただいております。

対象になる地方公社につきましては、具体的に、従前、大阪市道路公社と大阪市住宅供給公社の2つがございましたけれども、そのうちの道路公社につきまして、昨年度、去年3月31日に解散いたしまして、その後、今年度に入りまして清算の手続きを行ってまいりましたが、それも終了したということで、それを受けまして、公文書管理条例の対象から削除する必要というのが生じてまいりました。12月1日に公文書管理条例の一部を改正いたしまして、昨年12月26日から削除した内容でもって施行しております。

ご報告につきましては以上でございます。

【塩見委員長】 何か今の報告についてのご意見、ご質問はございますか。よろしいでしょうか。

じゃ、確認をお願いいたします。

事務局から用意されている案件、報告事項は以上ですね。よろしいですね。

せっかくの機会ですし、あるいは今期の、この会合としては最後になるのかもしれないので、何か委員の皆さんからご感想やらお気づきの点やら、何かありましたらどうぞ。ございませんか。よろしいでしょうか。

【今中次席】 すみません。今日の資料の中で、配布資料には書き込んでおりませんが、年報を配布させていただいております。この年報は昨年9月に発行したものでご

ざいます。前回、第6回の管理委員会ではお配りできておりませんで、概要版でご説明させていただいたんですけれど、今回、改めましてご参照いただくように参考配布させていただいたものでございます。よろしく申し上げます。

【塩見委員長】 ありがとうございます。

何か皆さんからご発言はございませんか。よろしいですか。

それじゃ、本日はこの辺でということになると思いますが、何か事務局でございませうか。

【中川課長】 本日は、本当に熱心なご審議、ありがとうございました。先ほど委員長のほうからもあったんですけれども、2月28日をもちまして皆様方の現任期が満了を迎えるということになりました。小林委員、塩見委員、土谷委員につきましては、2期4年ということで、本市公文書管理の運営にご尽力いただきまして、誠にありがとうございました。今後も、各分野においてご活躍なされることを祈念しております。

あと、引き続き、次期任期をお引き受けいただきたく、上田委員、澤井委員、澤村委員、安竹委員におかれましては、非常にご多忙とは思いますが、恐縮でございますけれども、引き続き、公文書管理にお力添えをいただきますようお願いいたします。

次期の開催につきましては、また時宜を捉えまして、改めまして事務局のほうからご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

【塩見委員長】 じゃあ、第7回の委員会をこれで閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

了